

平成 27 年 4 月 3 日
内閣府地方創生推進室

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）
の上乗せ交付分について

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付については、下記により行うこととする。

I. 上乗せ交付分の規模

300 億円

II. 交付対象

1. 対象事業及び基準

タイプ I

原則として以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、他の地方公共団体の参考となる（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合

（イ）事業分野（原則として給付事業を除く。）（別紙 1 の国の総合戦略における参考例を参照すること。）

- （1）しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業（事業承継事業、移住関係事業等を含む。）
- （2）農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業
- （3）地域の観光資源の開発等を行う事業
- （4）コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等（日本版 CCRC を含む。）
- （5）中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業（コンパクトビレッジ）
- （6）プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下、「国の総合戦略」という。）のⅢ. 今後の施策の方向、2. 政策パッケージ中、(3)-(イ)「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」、及び、(3)-(ウ)「子ども・子育て支援の充実」については、地域少子化対策強化交付金により対応することとする。ただし、これらの分野に関して、上記(イ)における職場環境の改善の一環としての企業等の取組を支援する事業は対象とする。

(ロ) 事業の仕組み（別紙 2 の着眼点に留意すること。）

- (1) ビッグデータ等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- (2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- (3) 重要業績評価指標（KPI）が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が整備されていること。

(ハ) 先駆性

以下の点や国の総合戦略における政策 5 原則の観点から、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、運用の手法に新規性のある取組であること等）。（別紙 3 の着眼点に留意すること。）

- (1) 関連する国や地方公共団体の施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること。
- (2) 連携中枢都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体又は観光、都市農村交流等の特定の分野に関し、広域にわたる複数の地方公共団体が、適切に連携して同一事業を実施するものであること。
- (3) 民間事業者（民間金融機関を含む。）や NPO 等の参画又はそれらとの合意を得つつ、その事業ノウハウを活用して、事業の継続性、民間事業者や NPO 等の経済的な自立性を目指すものであること。
- (4) 地域住民との緊密な連携により地方版総合戦略を実施するための専門部署の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。

タイプⅡ

平成 27 年 10 月 30 日までに、以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合

- (1) 原則としてアウトカムベースにより適切な重要業績評価指標（KPI）が設定されていること。
- (2) 外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指標（KPI）の検証が行われるものであること。
- (3) 地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労言等との連携体制等を備えていること。

2. 対象事業の取扱いについて

- (1) 上乘せ交付により支援する事業についても、基礎交付分と同様に、ソフト事業を中心とすることとする。
- (2) したがって、建設地方債対象事業は、交付金の対象としない。ただし、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する重要業績評価指標（KPI）等の十分な向上が見込まれる施設整備事業は対象とする。その場合であっても、単年度で見た場合にハード事業が太宗を占める場合には、交付金の対象としない。
- (3) なお、備品購入については、上乘せ交付分にあっては対象とするが、重要業績評価指標（KPI）等の十分な向上に資するよう留意されたい。

Ⅲ. 交付申請について

- (1) タイプⅠについての地方公共団体ごとの申請事業数については、都道府県にあっては5事業まで、市区町村にあっては2事業までを目安とする。ただし、個別分野に関して、複数の地方公共団体が広域にわたり連携し、同一事業を実施する場合は、この限りではない。
地方公共団体ごとの申請の上限は設けないが、一地方公共団体当たりの上限として、都道府県にあっては3～5億円、市区町村にあっては3～5千万円を目安に交付を検討する予定である（注）。
（注）提出案件の内容等によっては、上記目安にかかわらず、交付し得るものとする。
- (2) タイプⅡについては、一地方公共団体当たりの上限として、1,000万円を目安に交付を検討する予定である。

- (3) タイプⅠについては8月31日(月)、タイプⅡについては8月14日(金)を実施計画の提出期限として、10月下旬を目途に交付決定を行う予定である。
- (4) 事業の審査に当たっては、外部有識者による評定委員の評価を行う予定であり、交付することとなった事業は公表される。
- (5) 既に基礎交付分の対象となった事業も申請を行うことは可能である。それに伴い、基礎交付分の対象であった事業が上乘せ交付分の対象となった場合には、基礎交付分に係る実施計画の調整を行う。当該手続きは上乘せ交付分の交付決定後に行うが、詳細は別途連絡する。
- (6) 制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

<問い合わせ先>

内閣府 地方創生推進室 地方創生先行型交付金担当

03-3581-4213、4214

(イ) 事業分野

事業分野	国の総合戦略における参考例
<p>(1) しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業（事業承継事業、移住関係事業等を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「プロフェッショナル人材」の地方還流（同事業を促進するために行う生活環境・教育環境の向上等の地方移住希望者への支援を含む。） ○ 新規就農・就業者への総合支援 ○ 「農業水産業・地域の活力創造プラン」における他業種からの人材確保や人材育成事業 ○ 事業承継の円滑化 ○ 若手人材等の還流及び育成・定着支援（新卒者等への就職支援を含む。） ○ 地域における女性の活躍推進等 ○ 大学、高等専門学校、専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援 ○ 育児休業の取得促進、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等に関する企業の先進的取組の普及支援
<p>(2) 農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業</p>	<p>以下の事業における地域に埋もれた資源のブランド化、販路開拓、事業化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的創業支援 ○ 地域を担う中核企業支援 ○ 地域イノベーションの推進 ○ 「地域企業応援パッケージ」の事業 ○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく一部事業（農林水産物・食品の国別・品

	目別輸出戦略の推進、日本の食文化・食産業の海外展開の促進、他業種からの技術の導入、A-FIVE 等の出資、地域金融機関等のコンサル機能を活用した地域ぐるみの六次産業化・農商工連携等のブランド化・高付加価値化等)
(3) 地域の観光資源の開発等を行う事業	○ 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
(4) コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等（日本版 CCRC を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティ化と周辺施設等の交通ネットワークの形成 ○ 地域都市の拠点となる中心市街地等の活性化（民間投資と連携しつつ行う、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用した、複合的な機能の再整備や空き店舗等の解消） ○ 日本版 CCRC の導入 ○ 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用
(5) 中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業（コンパクトビレッジ）	○ 中山間地域等における「小さな拠点」の形成
(6) プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業	<p>プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域産品開発や販路開拓等事業 ○ ご当地カード（電子媒体）等を活用しつつ、消費者や観光客に魅力ある商店街等への改善事業 ○ キャッシュレス環境整備による観光振興

(ロ) 事業の仕組み

事業の仕組み	着眼点
(1) ビッグデータ等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。	
(2) 事業の企画や実施にあたり地域における関係者との連携体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、企業、金融機関、教育機関等や、それ以外の幅広い関係者から意見を得る仕組みをもっているか。 ○ 住民、企業、金融機関、教育機関等から得た意見がどのように反映されているかについて、公表する仕組みをもっているか。 ○ 実施に当たって金融機関等民間との連携のあり方が具体的に明示されているか。
(3) 重要業績評価指標 (KPI) が、原則として成果目標 (アウトカム) で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み (PDCA) が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要業績評価指標 (KPI) の設定や事業結果の検証などに当たって、金融機関や外部専門家が関与し客観的な検証を行うものであるか。 ○ 地方版総合戦略における基本目標との関係が明確な重要業績評価指標 (KPI) を設定しているか。 ○ 検証プロセスの透明性の確保等の工夫を行っているか。 ○ 事業結果の検証により事業内容の変更や中止の改善等が機動的に行えるよう、利用者への予めの周知も含めた仕組みが整備されているか。 ○ 事業の積算根拠が妥当か。

(ハ) 先駆性

先駆性等	着眼点
<p>(1) 関連する国や地方公共団体の施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連する国や地方公共団体の施策の目標、内容、条件等の統一、整理等を行うパッケージ化を図ったり、利用者からみて意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行ったりするものか。 ○ 本文Ⅱ. 1. (イ) に掲げる各事業分野における関係施策を分野横断的・一体的に実施する総合的な計画を策定するか。
<p>(2) 連携中枢都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体又は観光、都市農村交流等の特定の分野に関し、広域にわたる複数の地方公共団体が、適切に連携して同一事業を実施するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政サービスの区域にこだわらずに、戦略的に関係性の深い企業の立地状況、顧客動向等の商圈など、事業上の経済合理性のあるエリアであることを踏まえて、必要な連携を行おうとするものか。 ○ 同一事業を行うための連携体制が具体的に整備され、事業目標達成や事業改善のために有効か。
<p>(3) 民間事業者(民間金融機関を含む。)やNPO等関係する利害関係者の参画又はそれらとの合意を広範に得つつ、その事業ノウハウを活用して、事業の継続性、民間事業者やNPO等の経済的な自立性を目指すものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施する上で、利害関係を持ち得る関係者の合意又は参画へのコミットを、事業開始に当たり、どれだけ広範に取り付けているか。 ○ 国の支援がなくとも、地方の事業が継続したり、民間事業者やNPO等の経済的な自立等が達成される状態を目指しているか。(重要業績評価指標(KPI)等の設定において反映されているか。) ○ 民間事業者(民間金融機関を含む。)やNPO等のノウハウ等を活用しつつ、サービスの向上や経営改善を行うものか。 ○ 民間投融資との連携を伴ったものか。 ○ 問題となる事象の発生原因や構造的な背景への対応を併せて行うものか。(例えば、人材の育成・確保について、職場環境の改善、地域の生活環境等の改善、事業体等の

	<p>経営改善等を伴うものか。あるいは、地域企業への経営支援については活力ある地域産業の維持・創出を図るものか。)</p>
<p>(4) 地域住民との緊密な連携により地方版総合戦略を実施するための専門部署の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等と連携した実施体制の専門セクションを創設するものか。 ○ 強力な地域コーディネータやこれをサポートする体制整備を伴うものか。 ○ 事業実績の透明性や経営責任の明確化が確保されている事業か。 ○ 事業実施に向けた資金計画の立案と実現に向けて、資金提供者等必要な関係者の合意が得られる仕組みとなっているか。 ○ 地方公共団体が民間等の活動や事業を選定し支援を行うタイプの事業の場合、その支援対象事業の選定基準が、具体的であり、かつ、設定した重要業績評価指標（KPI）と整合的であるか。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則、地域間の連携推進

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」Ⅱ 2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また 必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限

らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

（５）結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」Ⅱ 3（４）地域間の連携推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進し、財政面やデータ分析面での支援等を行う。併せて、従来からの定住自立圏の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の「地方版総合戦略」に順次反映させていくこととする。また、都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。